

主な内容

令和5年度前期技能検定試験を実施します	1
仕事と生活の両立応援宣言のご案内	2
中小企業退職金共済制度のご案内	2
ハッピーライフローンのご案内	3
労働委員会からのお知らせ	3
労働相談窓口のご案内	3
みやざき女性・高齢者就業支援センターについて	4
協会けんぽからのお知らせ	4
ハロートレーニング受講生募集のお知らせ	5
働きやすい職場「ひなたの極」認証制度のご案内	5
労働相談 Q & A	6
労働局からのお知らせ	7
労働局からのお知らせ	8



令和5年度前期技能検定試験を実施します

◇技能検定とは？◇

働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、これを公証する国家検定制度です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

技能検定の合格者には、厚生労働大臣名(特級、1級、単一等級)または都道府県知事名(2級、3級)の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

1 受検申請受付

令和5年4月3日(月)から4月14日(金)まで

2 受検案内交付場所

宮崎県雇用労働政策課、宮崎県職業能力開発協会及び最寄りの市町村役場で交付します。

3 実施日

令和5年6月6日(火)から令和5年9月10日(日)までの期間で別途指定します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止又は延期となる場合があります。

4 合格発表日

令和5年8月25日(金) 3級のみ
令和5年9月29日(金) 1級、2級、単一等級

お知らせ

1 本人確認書類の提出

受検申請時に、本人確認書類(写し)の提出が必要になります。

(例)運転免許証、日本パスポート等

2 若年者の実技試験受検手数料減免

25歳未満の雇用保険被保険者の方が、2、3級技能検定実技試験を受ける際の受検料が一部減免されます。

受検申請の際、上記書類により「実技試験実施日が属する年度の4月1日において、25歳に達していない」ことを確認させていただきます。

◆お問合せ先◆

宮崎県職業能力開発協会 TEL : 0985-58-1570

宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 TEL : 0985-26-7107

「仕事と生活の両立応援宣言」

宣言企業・事業所募集！

「仕事と生活の両立応援宣言」とは、企業・事業所のトップの方に従業員が仕事と生活の両立ができるような「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言していただく制度です。

登録後は宣言書(右見本)を額縁に入れてお渡しするとともに、県庁HPで公表するなど、広くご紹介させていただきます！



～新しい登録企業のご紹介～

◇1月登録◇

- ・宮交ビルマネジメント株式会社 本社
- ・宮交ビルマネジメント株式会社 空港管理部
- ・宮交ビルマネジメント株式会社 都城営業所
- ・宮交ビルマネジメント株式会社 延岡営業所
- ・株式会社アイトップ 中央店
- ・株式会社アイトップ 大淀店
- ・株式会社アイトップ 住吉店
- ・株式会社アイトップ 国富店

◇2月登録◇

- ・東洋事務器株式会社
- ・有限会社楠元商事
- ・ワタキューセイモア株式会社 九州支店
- ・日南テック株式会社
- ・宮崎紙工印刷株式会社

◇3月登録◇

- ・セントケア九州株式会社 セントケア宮崎
- ・セントケア九州株式会社 セントケア延岡
- ・セントケア九州株式会社 看護小規模緑ヶ丘

宮崎県 仕事と生活の両立



◆お問合せ・お申込み先◆

宮崎県雇用労働政策課 TEL:0985-26-7106

E-mail:koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp



事業主さん

安心・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。



中退共 小企業 退職金 共済制度

詳しくは
ホームページをご覧ください。

国の退職金制度

掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

外部積立型で管理も簡単

退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

ハッピーライフローンのご案内

県では、中小企業にお勤めの方の生活と福祉の向上を目的として、低利率の融資制度を設けています。県内に1年以上居住し、かつ県内の同一中小企業に1年以上お勤めされている方などの申込み条件を満たす方であれば、九州労働金庫を通じてご利用いただけます。

項目	教育資金	生活資金
年利(固定金利)	1.2 %	2.0 %
限度額	500 万円	100 万円
返済期間	10 年以内(最長4 年の元金据置可)	5 年以内

◆お問合せ先◆ 九州労働金庫 宮崎県内各営業店
 ローンセンター宮崎(0985-26-9207)、延岡支店(0982-35-6657)
 都城支店(0986-23-2257)、他8店舗

※上記以外の支店については、九州労働金庫ホームページを御覧ください。 ⇨



パンフレットは
↓こちらから↓



労使トラブルはあっせんで解決!

宮崎県労働委員会では、労働者個人・労働組合と使用者との間に生じた労働関係のトラブルの解決をサポートするため、労働委員会が間に入り話し合いによる解決を図る「あっせん」を行っています。あっせんは無料で利用できますので、お気軽にご相談ください。

働くあんしんサポートダイヤル

0985-26-7538

【宮崎県労働委員会】

宮崎市橘通東1丁目9番10号(県庁3号館6階)



◀労働委員会
ホームページ



労働相談窓口のご案内

県では、賃金や勤務時間などの労働条件をはじめ、解雇、退職、パワハラ等々、労働に関する様々な相談に対する助言等を行っています。(労働者、使用者どちらからの相談もOKです。)

費用は、無料です。お気軽にお電話ください。

受付時間 月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 8時30分～正午及び13時～17時

宮崎中小企業労働相談所
(県雇用労働政策課内)
電話 0985-44-2618

日南中小企業労働相談所
(日南県税・総務事務所内)
電話 0987-22-2714

都城中小企業労働相談所
(都城県税・総務事務所内)
電話 0986-23-4518

延岡中小企業労働相談所
(延岡県税・総務事務所内)
電話 0982-33-2862

※ 来所相談については、感染拡大防止のため休止する場合がありますので、事前にお電話ください。

また、メール相談も受け付けています。

◆メール相談アドレス◆ koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

みやぎ女性・高齢者就業支援センター

○女性向け・高齢者向け人材バンク

「みやぎ女性人材バンク」と「みやぎ高齢者人材バンク」に、企業登録及び求人情報の登録をしていただくことで、登録求職者への面接リクエスト等、マッチングを支援します。

みやぎ女性人材バンク



仕事をお探しの方はこちら 人材をお探しの方はこちら



みやぎ高齢者人材バンク



仕事をお探しの方はこちら 人材をお探しの方はこちら



○求人アドバイス

女性や高齢者の方は、個々の事情により多様な働き方を希望されます。従来の就業形態等に縛られず、その方の「働くスタイル」を尊重した、柔軟な求人を発信することにより、多くの方が活躍できる場が生まれます。

また、求人情報の発信に際して、女性や高齢者の求職者が、求人票のどこを見て企業を選択しているか等について、的確にアドバイスします。

◆お問合せ先◆

みやぎ女性・高齢者就業支援センター
TEL：0985-41-8650

○雇用環境改善提案

人が集まる職場は、より雇用環境が整備され、従業員の満足度が高く、自ら働きたくなるような職場です。そのような職場では、生産性も向上し人材確保にも有利に働きます。当センターでは、職場内で好循環が生まれる雇用環境の改善提案を行っています。

みやぎ女性・高齢者就業支援センター



協会けんぽ
からのお知らせ

令和5年度の宮崎支部の保険料率が決まりました

宮崎支部の健康保険料率および介護保険料率が変更されます。
皆さまのご理解をお願い申し上げます。

	現行	令和5年3月から (4月納付分から)
健康保険料率 (宮崎支部)	10.14%	9.76%
介護保険料率 (全支部一律)	1.64%	1.82%

※任意継続健康保険料は4月分（4月納付分）から変更になります。

保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されます。このため健康診断・保健指導による疾病予防やジェネリック医薬品の使用促進などの取組により、都道府県の医療費を下げることであれば保険料率も下がる仕組みになっています。令和5年度は、前年度より保険料率が下がる結果になりました。協会けんぽ宮崎支部では、引き続き保険料率を引き下げることができるよう事業運営に努めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードが保険証として利用できます！

マイナポータルなどから利用登録して、マイナンバーカードに保険証機能をつけることができます。ぜひご利用ください。



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

〒880-8546

宮崎市橘通東1-7-4 第一宮ビル5階
TEL:0985-35-5364(代表)

ハロートレーニング(公共職業訓練)



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

受講生募集のお知らせ

県では、離職者の方が就職するために必要な知識や技能(パソコンスキル・介護等)を習得し、早期に就職するための職業訓練を、民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

県内各地区で随時開講していますので、コースの詳細はお近くのハローワークまでご相談ください。



↑詳しくはこちら↑

- 1 受講対象者** ハローワークに求職申込みを行っており、ハローワークから訓練受講のあっせん(受講指示、受講推薦または支援指示)を受けられる方。
- 2 授業料** 無料です。ただし、テキスト代や資格取得試験にかかる受検料等は実費負担となります。
- 3 申込方法** お住まいの住所を管轄するハローワークで職業相談のうえ申込手続きをしてください。

令和5年度 宮崎県公共職業訓練(委託訓練)〈第1四半期開講コース〉

地域	No	訓練科名	訓練期間	託児付き	定員	募集日程	選考日	訓練日程	委先訓練実施機関
延岡	1	簿記パソコン実務実践科	4か月	—	20名	3/23~5/9	5/17	6/7~10/6	プリンシプル株式会社
日向	2	パソコン基礎・販売科	3か月	—	20名	3/2~4/14	4/24	5/18~8/17	職業訓練法人日向地区職業訓練会 日向高等職業訓練校
高鍋	3	IT事務会計科	3か月	—	20名	3/27~5/11	5/19	6/9~9/8	職業訓練法人東児湯職業訓練協会 東児湯高等職業訓練校
宮崎	4	ITビジネス実践科	4か月	○5名	20名	3/7~4/19	4/27	5/23~9/22	アイ日本総合ビジネス学院有限会社 宮崎中央校
	5	情報処理技術者養成科	6か月	○5名	20名	2/28~4/12	4/20	5/16~11/15	合同会社ライブビジネス ライブビジネススクール
	6	医療事務科	4か月	○5名	20名	3/29~5/15	5/23	6/13~10/12	合同会社ライブビジネス ライブビジネススクール
	7	パソコン事務スキルアップ科	3か月	○5名	20名	4/5~5/22	5/30	6/20~9/19	職業訓練法人宮崎職業訓練協会 宮崎高等技術専門学校
小林	8	ビジネスパソコンスキルアップ科	3か月	—	20名	3/17~5/1	5/12	6/2~9/1	職業訓練法人小林職業訓練会 小林高等職業訓練校
都城	9	介護職員実務者研修科	6か月	—	20名	3/31~5/17	5/25	6/15~12/14	社会福祉法人豊の里 豊心福祉学園
	10	ビジネスパソコン科	3か月	○5名	20名	4/17~6/1	6/9	6/30~9/29	アイ日本総合ビジネス学院有限会社 都城校
日南	11	ビジネスパソコン科	3か月	—	20名	3/3~4/17	4/25	5/19~8/18	職業訓練法人日南職業訓練会 日南高等職業訓練校

※訓練は変更になる場合があります。



幅広い
年代の方が受講
しています!

◆お問合せ先◆

宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 TEL: 0985-26-7107
宮崎県立産業技術専門学校 TEL: 0983-42-6505

働きやすい職場「ひなたの極」認証制度のご案内



宮崎県認証

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を知事が認証する制度です。

令和5年3月1日現在、累計57の企業・事業所が認証されています。

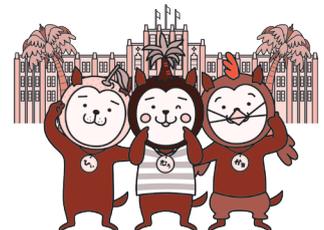
申請は随時受け付けております。貴社も目指してみませんか?

◆お問合せ・お申込み先◆
宮崎県雇用労働政策課
TEL: 0985-26-7106

宮崎県 ひなたの極 検索



E-mail: koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp



労働相談

Q&A



寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q 4月1日より、中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられると聞いていますが、どのような制度でしょうか。

A 大企業についてはすでに適用されていたのですが、2023年4月1日から中小企業にも適用されることになっています。その概要・ポイントは次のとおりです。

1. 該当する中小企業について

表の①または②を満たすかどうかについて、企業単位で判断されます。

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する労働者
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

2. 制度の変更点について

	現行制度(2010年4月～)		改正後(2023年4月～)	
	月60時間以下	月60時間超	月60時間以下	月60時間超
大企業	25%以上	50%以上	25%以上	50%以上
中小企業	25%以上	25%以上	25%以上	50%以上

(参考)労働基準法第37条

3. 深夜・休日労働の取扱い(最低限度率を適用した場合の割増賃金率の組合せ)について

- ① 深夜労働との関係
月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合
深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75% となります。
- ② 休日労働との関係
月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。
* 法定休日とは、労働基準法第35条に定められた休日です。法定休日労働の割増賃金率は35%です。

4. 代替休暇制度(労働基準法第37条第3項)について

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与する制度です。この制度を導入するには「労使協定」を結びますが、代替休暇の取得は労働者の意思により決められ義務づけられるものではありません。

計算例をお示ししますと、換算率25%(60時間超の割増率50%-通常の割増率25%)で60時間を超える時間外労働時間が16時間の時、代替休暇の時間数は、16時間×25%=4時間となります。

5. 必要な対応等の例について

中小企業が取るべき対応の例についていくつか紹介しますと、

- ①労働時間の可視化
- ②残業削減努力
- ③就業規則・賃金規程の変更、などが考えられます。

以上、制度の概要・ポイントを大まかにご案内させていただきましたが、制度の詳細や疑問点などにつきましては、お近くの労働基準監督署や宮崎労働局、みやざき働き方改革推進支援センターなどにご照会ください。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

相談先 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)

宮崎県中小企業労働相談所 **検索**

お問合せ先 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106

労働条件通知書交付推進キャンペーン 期間：3月1日～4月30日

宮崎労働局管内の労働相談は、この10年間で2倍となり、年間1万件を超えています。相談内容としては、年次有給休暇、いじめ・嫌がらせ、時間外労働、退職・解雇、賃金不払等が増加しています。

相談が増加している要因の一つとして、年次有給休暇、退職や解雇の手続、時間外労働等の労働条件について労働者に対する周知が不十分であることがあります。

労働基準法では、事業者に対し、労働者を採用する際には、年次有給休暇・時間外労働・賃金・退職・解雇等の基本的事

項を記載した労働条件通知書を交付すること等により労働条件を明示することが義務付けられています。

しかし、未だに、労働条件通知書を交付する等により労働条件を明示していない事業場やその内容に不備がある事業場がみられます。

このような状況を踏まえ、宮崎労働局では、労働者の雇用が多くなる3月から4月の時期に「労働条件通知書交付推進キャンペーン」を実施します。

労働条件通知書に記載しなければならない事項

□は、必ず明示しなければならない事項
◇は、定めた場合は明示しなければならない事項

- いつからいつまで働くのか(雇用期間)※期間の定めのない場合もあります。
- 雇用期間が決まっている場合は更新の基準
- どこでどんな仕事をするのか(勤務地や業務内容)
- 勤務時間や休憩時間、休日など
- 給料はどのように支払われるのか(給料額の計算方法、支払の時期)
- 辞めるときの決まり(退職や解雇)
- 昇給に関する事項
- ◇ 退職手当に関すること
- ◇ 賞与などに関すること
- ◇ 食費、作業用品などの負担に関すること
- ◇ 安全衛生に関すること
- ◇ 職業訓練に関すること
- ◇ 災害補償などに関すること
- ◇ 表彰や制裁に関すること
- ◇ 休職に関すること

助成金を活用して「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組みませんか？

在籍型出向 産業雇用安定助成金のご案内 スキルアップ支援コースが創設されました

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。

労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます。**

助成対象となる「出向」とは？ 以下のすべてに該当する出向を指します。

- ・労働者のスキルアップを目的とすること
- ・出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- ・労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること

助成の内容 対象：出向元事業主(企業グループ内出向の場合は支給されません)

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額(最長1年まで) イ. 出向労働者の出向中の賃金 ^{※1} のうち出向元が負担する額 ロ. 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355 円 ^{※2} /1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

- ※1 出向中の労働者に対する賃金は 出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。
- ※2 雇用保険の基本手当日額の最高額(令和4年8月1日時点)。毎年8月に改正されるためご注意ください。



助成金の詳細をご確認いただけます

◀ ガイドブック

◆申請・詳細等のお問合せ先◆ 宮崎労働局 助成金センター TEL 0985-62-3125

2022(令和4)年7月8日施行

女性の活躍に関する「情報公表」が変わりました

自社の女性の活躍に関する情報を公表することは、就職活動中の学生など求職者の企業選択に資するとともに、女性が活躍しやすい企業にとっては、優秀な人材の確保や競争力の強化につながります。

労働者が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表する必要があります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - A 以下の8項目から1項目選択 + B ⑨男女の賃金の差異(必須)*新設
- 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
 - C 以下の7項目から1項目選択

※初回「男女賃金の差異」の情報公表は、令和4年7月8日施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表する必要があります。

常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主の皆さま

は、下記16項目から任意の1項目以上の情報公表が必要です。

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から1項目選択
+

⑨の項目(必須)*新設

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

⑨男女の賃金の差異
(必須)
※新設

+

「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から1項目選択
※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有給休暇取得

- 「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合(パーセント)で示します。
- 「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期社員	ZZ.Z%

付記事項(例)

- 対象期間: ●●事業年度(●年●月●日～●年●月●日)
- 正社員: 社外への出向者を除く。
- パート・有期社員: 契約社員、アルバイト、パートが該当。
- 賃金: 通勤手当等を除く。

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。

※計算の前提とした重要事項を付記

(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

■ 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

URL: <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

お問い合わせ先

宮崎労働局雇用環境・均等室(TEL0985-38-8821)